

非営利組織の合併・事業譲渡に関する会計処理に係る規定について

	社会福祉法人	一般社団法人、 一般財団法人、 公益社団法人、 公益財団法人	医療法人	学校法人	消費生活協同組合	農業協同組合	NPO法人
合併	規定なし	規定なし 税制適格合併、 税制非適格合併があるのみ	資産負債の評価や複数の処理が考えられる場合にどのような基準で会計処理を判断するかについては規定なし。 純資産の部の会計処理は、 合併後も持分がある法人である場合には、資産負債の差額は「出資金」となる。合併後持分の定めのない医療法人は資産負債の差額は「設立時積立金」に直接計上する。 (四病協の会計基準3(1)ホ)	パーチェス法、持分プーリング法の両方を示しつつ、いずれの方法が妥当であるとも一概にはいえない、としている。 (学校法人委員会研究報告第7号)	吸収合併存続組合は、吸収合併対象財産の全部の取得原価を吸収合併対価の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合を除き、吸収合併対象財産には、当該吸収合併消滅組合における当該吸収合併の直前の帳簿価額を付さなければならない。(消費生活協同組合法施行規則第150条) 組合の合併は、普通出資の特性から、企業結合に関する会計基準における取得や支配の概念とは相容れず、合併組合の総代が継続して議決権を集約して行使する場合など、取得と解すべき例外的な場合を除き、持分プーリング法により会計処理を行う。(平成20年3月28日社援地発第0328003号)	吸収合併存続組合は、吸収合併対象財産の全部の取得原価を吸収合併対価(吸収合併に際して吸収合併存続組合が吸収合併消滅組合の組合員に交付する財産をいう。)の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合を除き、吸収合併対象財産には、当該吸収合併に係る吸収合併消滅組合における当該吸収合併の直前の帳簿価額を付さなければならない。(農協法施行規則第192条の2第1項)	規定なし
事業譲渡	規定なし	規定なし	規定なし	公共性が高く非営利である学校法人が営業権を計上することは制度上実務に馴染まないため、営業権は計上しないことが妥当と考えられる。 合併対価を支払うことは実務上ない。分離法人に対し何らかの対価を支払うことも考えられるが、この場合には、受け入れに際して寄付金収入と当該対価とが相殺されるか、または、寄付金等の支出とすべき。 (学校法人委員会研究報告第7号)	規定なし	規定なし	規定なし